

提字子にも「提字子の寺にも朝夕の勤行あつて朝の勤をばミイ
サミ云て經を讀む、又チスチヤミて小夢の粉にて兩鬢煎餅の如
くなるものに要文を唱ふればセズキリシトの眞肉となる云、

マ葡萄の酒を銀盞につぎ同く文を唱ふればセズキリシトの眞血
となる云て彼煎餅を食ひ而て右の酒を呑む」にあるが如く、
兩鬢煎餅即ち *two sides* を藏め置く所の小箱に外ならざるべし(新
村)

叢説

敷^{シキ}の語義並に榊に就て

農學士 清水元太郎

本邦の古代に於て城をキと稱せしは從來國學者
が一般に認容せる所にして特に説明を要せざるが
如し。冠辭考、百敷乃の條に、古事記^{雄略}毛々志
紀能遊富美伎比盆波、萬葉一、百磯城之大宮所云
々こは皇大城の堅きを石にたとへて百の石城^{イシキ}の宮
と云ふ也、萬葉には借字の多かれど右の百磯城は
正しく書きし物也、崇神紀に磯堅城神籠^{シキノミツガキ}と有ルに、

意も字さへ同じかれば也、石を志とのみ云は、穴
石明石磯城の類なり、城を紀といふは古き語にて
多ければ更にも云はず(畧)と記し、記傳^{十九}神武製^御
歌の一句、宇陀能多加紀爾の條に、多加紀爾は契
冲高城になりと云へる然なり、紀とは必ずしも後
世の城の如くした、かならねども、かりそめに垣
結び廻らし構へたる所なごも云なり、高津宮段歌

に、三寶の其多加紀、顯宗紀に忍海の此拖智紀等云々(節)と云ひ、和訓栞「キ」の條に、城をよむは築の畧なるべし、又垣の畧にや紀、玉城宮を記に玉垣宮に作れり、説文に城以盛民也と見ゆ、柵も同じ日本紀に見たりと記せり。(孝徳紀大化四年齊明紀元年以下に見ゆ)

然るに記傳の著者は此明白なるキ即城説に對し不思議にも怪疑の念を抱き居りしが如し。其は同書第卅九卷允恭帝輕太子歌の一句阿志比紀能の條に、足曳のは山の枕詞にて足引城之なり、足は山の脚、引は長く引延たるを云、城とは凡て一構ある地を指て云て、此は即ち山の平なる處を云ふ、其は周に限ありて自ら一構なれば也、然ば此枕詞は足を引きたる城の山と云フ續き也、神武紀に高尾張邑有土蜘蛛云々、因改號其邑葛城とあるも、其邑の地山上なるを以て、城と云名は負られたる也欽明紀歌に、韓國の基能陪云々、此基能陪も山/上なり、又神武記宇陀/多加紀、仁德記の三寶の其、

多加紀、顯宗紀忍海の此拖智紀など皆山を云るなり、(若し然らざれば顯宗紀の歌) 楮、神武記御製の處に(再刺宮と綴きたるに叶はず)前に注したる説は非なりき、彼は唯山と見るべし云々(節畧、四十三卷高木)と云へるにて知るべし。

金澤博士嘗て同じキ城説を唱へ、朝鮮語 *Sei* (發音 *Sei*) には遮る等の意義あり、百濟地名闕支 *Kwoi-ki* 悅只 (*Yoi-ki*) 等を新羅時代に其々闕城悅城と改めたるに見るも、*Sei* に城の義ある事を記されたり、(言語の研究と古) 博士又百敷、防人、島守等の例に於けるシキ、セキ、サキは各城の意なるべきことに就きて數多の例證を挙げられたる中に、百濟地名、奴斯只 (*Nu-sei*) を新羅時代に儒城と改めたる事をも記されたり。(同上、因に云ふ、天日槍の系彦あり、モロはムレ即紀にも云へる如く鮮語の山なるモイなる) 故に、諸は山、助スガ及口楯伴のキは共にスク、キに關係すシキ、セキ、サキ即城の説はキ即城説の如く從來古人の之れを云ふ者多からざるが如し。其中真

淵の説は最初に既掲せり、(石城説)記傳十五卷神代記天岩屋戸段豊受神の條下神籬の解釋に、崇神紀に礮堅城神籬シキヒモトヤとある礮堅城も之れ(神籬)に同じ即ち神を祭る場を石もて築き廻らし構へたる也云々(大意)とあり、又廿三卷水垣宮段、師木水垣宮の名義を解きて、師木の名義は石城ならむ歟と云ひし(冠辭考の)も、キ即山てふ訂正説(既記、三十九卷に就て同じ)も、キ即山てふ訂正説(拔萃摘要參照)に従ふものとせば、此等十五及二十三卷所載の解釋は亦改められざる可からず。和訓栞に、城を「シキ」と訓めるも、日本紀に見えたり、韓語にやと記し、其書紀通證には須祇蓋韓語也と云ひたるは神功紀雄略紀天智紀等に所見を以て比較せる結果なるべし。

吾人は茲に古代日鮮兩域に亘りて存在せし城邑壘塞の構造様式等に就きて研究せむとする者に非ず、然れば夫の後漢書東夷傳に記載せられたる如く、支那の城郭とは制を異にし、辰韓弁韓並びに

倭國に存在し馬韓に於ては之れを見ざりしと云へる者が、上來記述せるシ若くはシキに該當せるや否や、將た又此等のシキ、キ兩者の間に何等かの異同ありや、或は其目的構造位置材料大小乃至住民の性質等が何如なりしや等を究めむとするに非ずと雖も、少なくともシキ或はキを以て大要下の如く定義し置かむと欲す。

キ若くはシキとは多く山頂丘腹或は高地に或は土石稀には材柵を以て圍繞區劃せる一定の區域を稱する者にして、其目的は一兵要二祭祀三住居(集團的)にあり。

此定義の目的第三を有せるキ又はシキは朝鮮半島地方の所謂郡邑なる者に於て吾人の目撃する所なり、且つ將來研究の結果は知らざるも、吾人はシキ及びキの兩者間に何等かの區別ありしことを考ふることはせず、又金澤博士はシキ語を分解してシは住、巢、栖等のSにしてキは元より城の義な

ることを説かれたるも、吾人はシキは一語不可分の
的に城の義ありと爲す者なり、此稿の目的聊か之
れを辨せむとするに在り。而して卑考は則ち以下
記載する敷語の研究に據りて到達せる觀念に基づ
く。

敷ク ○宮柱太敷立、百敷之大宮處等に於け
る敷は皆一定の境域或は之れを區劃せる境界を示
す、然れば師木名倍手又は蓆を敷く、薨を敷く等
の例に於てしきたる一區域内の面積は即ち法律語
の占有、occupationなり。景行紀、仁德紀、欽明紀等
に散見する座シキ即ち居敷なり、ミなる無形名詞を形
成すべき語尾を添加したるものは即ちシキミなり
(記傳卅七卷にシキミは敷特の意
ならむ歟と云へるは採らず)和名抄に闕、爾雅注云音
門限也、兼名苑云一名闔和名之俗云度
倭美○之破美と記し、掖齊の
箋注に、現今敷居の語は、之れより傳訛せる者な
らむと云へるは當れり。新撰字鏡十二に、扇闔株

三字 支志彌と記せり、橋守部鐘の響初卷には磯城
は借字にして、石城堅壘等の義あるに非ず、單に
地名たるのみと云へり、然れども百敷太敷のシキ
と磯城のシキとは畢竟同一なることを承認せり。
重播、及浪、頻シキ繁シキ等の語に其義敷の語に類する
点あるも直に同系に屬する者とは認め難し。然れ
ども記の諸冊二尊が黄泉平坂の争の條に、以其追
斯伎斯此三字
以音而號道敷大神とある敷の義は其正文
及び記傳卷六の説明せるが如く及シキの義に非ずと考ふ
紀の第六の一書にも、其於泉津平坂所塞磐石是謂
泉門塞大神也亦名道返大神と記せるに非らずや。
言ふ迄も無くこれ本邦の道祖神、朝鮮の張承大將
軍、支那の石敢當、羅馬のテルミヌス、希臘のヘ
ルメス等世界的(南洋に
あり)の思想にして、其研究は本
稿の範疇を超え、自から別問題に屬するものなり
と雖も、唯だ吾人が言はむと欲する所は記の追斯

岐斯のシキの語義は兎まれ、少くとも道敷のシキは及^{シキ}とは没交渉にて、限界の義なる一事なりとす

(記の解釋は茲に道敷或は塞大神の名義を解かむとして後よりシキの語義を附會せる者、紀記に見ゆる語義解法概ね如斯)

記紀に見ゆる神名にシキの音を含む者多し。志

藝山津見(雒山祇)、敷山主、阿遲鉏高日子根(味相或姻賦須岐)、師木津日子(磯城津彦)等のシキは城の義なること、金澤博士の論文(日韓の古地名に就いて参照)にも

も見わたり。此事記傳卷十一阿遲鉏高日子根の條にも、崇神帝の御子、豊城入日子命豊鉏入日女命御

同母なりこれも豊城の城と鉏と同意と聞ゆ云々とありて、殆ど復説明を要せず。吾人は唯大山祇は最高頂、雒山祇は山腹、端山祇は山麓ならむ敷との推想を試みむとす。

敷クの鮮語はゲール字典にSkar、敷To spread out-as a mat. あり、skar or skaなり。此鮮語 skiと比較して趣味あり、最も注意すべき價值ありと信す。

二關 ○記傳十七卷豊玉姬産室の條に塞は勢伎豆と訓べしせくとは閉塞きて不令通を云ふ、關も其を体言に爲せるなりと見ゆ、和名抄に關蔡莖月

令章句云日本紀私記世岐、度在境所以察出禦入也と見ゆ和訓菜せきの項に前畧真名伊勢物語に塞もよめり

人を防ぎ留むるの義、刻も同じ、伊呂波字類抄に見ゆ、日本紀畧に相坂刻と書せり、史記に蜀刻道正字通に刻俗作棧と云ふ是也令義解に關者檢判之處刻者塹柵之處と見わたりと記載し、又孝徳紀

二年詔にも置畿内國司郡司關塞セキノ斥候防人驛馬傳馬の句あり。(塞に就ては尙ほ下に掲ぐ)

三假廢セキ ○神代紀神功紀等に散見す。記に佐受岐、小右記に狹敷とあり、之れに就きては飯田武

郷氏の通釋十一巻に見ゆる所を摘載すべし。云はく、和名抄古本に、類聚國史云、假床此間云、佐受積今案假構屋内床之名也、釋に兼方案之似處也

今世棧敷敷と云ひ、口訣に假屆也と注し、又纂疏に假作之閣なりとあるが如く、假に作儲けたる席の稱なり、字書に假閣也とあり、後世に物見る料に構るさしきと云物即是なり云々と尙ほ記傳九卷の註解は引用を畧す。(茲にサスキのサに就キ聊か臆斷を
試みむに此は或は篠葉のサには非
じか、鮮語にサツチャリ saichuri ありサツは芦、チャリは
席なるに想ひ比べて此處のサも或は然らむかと推するなり)

四圍キキ ○新撰字鏡九卷に、去員渠遠二反獸闌世伎と見ゆ。

五柵キキ ○孝德紀大化三年に、柵ノ戸の文字見わたり。詔詞解に曰く、柵ノ戸は紀閉と訓べし、柵は城なり城と柵と分て記せる處あれども、此雄勝柵も城ともあり、皇極紀に城柵と連ねても云へり云々。柵の訓キなること、紀續紀に散見すること該詔詞解に詳に引用せられたり。字鏡七卷に―萬世とあり萬葉四に赤駒之越馬柵乃織結師とあるウマセは一説にマセキとも訓べく、むばキと云ひ、セキと云ふ何れも共に柵の字音に非ざるは明白にして、參考

の價値ありと認む。

六迫セヒ ○和訓栞「せこ」の項に、伊勢山田には小路を云り、追所なるべしとあれど、又狹所なるべしとも云ひ得べく何れども斷言し難し。次項を通看すべし。

七塞セヒク ○和訓栞に云、歌にせきかへす、せきあへぬ、せきわふる等よめり、舊事記に塞字を訓せり、田に水をせき入るも同じ、狹の義あり、所せきなどは是也云々。此他、堰、和名抄に、唐韻云堰埭壅水和名井世木、又字鏡に堰井世木とあり、尙ほ塞をソコと訓することに就ては後掲すべし。記傳第六卷黄泉平坂の争の條に、引塞は比伎佐閉と訓べし、佐閉は令セヒ障サハラなり、(はらせを切れは閉なり、令合を阿閉と云と同格なり)と記し、同廿三卷武埴安彦謀叛の條に、遮は佐閉伎流と訓む、佐閉は障サヘなり、伎流は限セヒにて塞隔セキつるを云(霧な

○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○○○○○
○
とも其意の名なり」と見ゆ、萬葉集一霞立春日之霧流なご一好例たるなり。然れば遮るは即ち分割分裂區分の意にして、次の語を參照するの要を生ず。

八割ク ○冠辭考「ま木さく」の條に、繼體紀に菴紀佐俱避能伊陀圖鳴、萬葉一、眞木佐苦檜乃孀手乎云々、こは眞木は檜也、佐苦は古へは木を斧もて拆て板とも何もとせれば、しか言てこゝは拆たる檜てふ事なるを、用を冠辭として体にかけてたる也云々と見ゆ。此説は採るべし。尙和訓栞「さく」の項に神代紀に壁又は裂(石サク、根サ)靈異記に斫又析もよめり、小開の義なるべし、新撰字鏡に拵をさけめどよみ、小開也と注せり云々。神代紀に割をよむはわるに同じ、○日本紀に狹をよめり、せは反さ也、避をよめり、離と意義通す云々

と見ゆ。(小開の解は從ひ難し)

此項に就て若干補足すべきものを記載せむに、斧鉞は景行、神功、繼體天武紀等に散見す。和名抄には萬佐加利と訓せり。是れ眞裂割ならずむば眞拆カリなるべし。都牟莉の名に現はれたるカリの語は辭語カル(刀劍)にして、邦語にては動詞蒺として比較せらる。新撰字鏡に、劈柴を木佐久と訓み、姓氏錄末卷山城國の部に、大辟村主あり、續後紀に嘉祥二年九月萬野郡大辟神は神名帳に大酒と見ゆ、又仁德紀に決三横流とあり、尙ほ前記日本紀に狹をよめりと和訓栞に云へるは神武御製の一句内木綿之眞途國の例を採れりとせば、其は誤謬ならむと思ふ。何となれば途は狹にして、分割の義ならずとは冠辭考に説破せるが如くなればなり。

吾人は此に至りて端なく臆起せる一事あり、其は南朝鮮に於て水田の面積を呼ぶに落只(或は單に只)と記す語あることなり、此語訓してchik(發音 ʃik)と云ふ。本邦にても地方に依りては段歩を唱へずして何斗トキ何外トキと云ふ事ある其語の語に該當し、稻種一定量を播下すべき面積を指す。ゲール字典に、

chik, 落只, A measure of ground-in sowing grain.

とあり、是亦シキにして、一定の地域を意味する者なり。(田に頃、代又城 畝のシロに同じ)

又既記朝鮮古地名にある支只二字を共にキと讀むことに就ては、若干の説朋を要すと信ず、記傳十卷素尊根國下向の時に、吳公は蜈蚣なり、字鏡蛆字下にも吳公と作ケリ、如此偏を省きて書ハは、此方にて古の一書法なり、例を云はハ、假字に伎

を支と作、神名式伊勢儀式帳等に只字をキの假字にかけるも积字なり、(大意宣長翁は此を以て大見の如く思ひしが如く以て當時學問の進歩未だ幼稚なり)といへり。此記傳の説明は單に本邦古代の用例が支只二字にキ音を配する事あるを解くに止まり、古代朝鮮に於ける同事實の存在を明瞭にせる者に非ず。問嶺は即ち支只兩字が朝鮮に於ても古代キ音を發せしや將又現今に在ても然るや否やの點に在り、吾人が稽查の結果は即ち左の如し。

先づ支字より云はむに、之れをキと發音する事日支鮮三國共に之れなし。然れば紀に現はれたる朝鮮固有名詞例へば布彌支キ、辟支山キ或は戟支キ等の如きも、其用字並に稱呼が純然外來たるを證するに非ざれば、支字が古代朝鮮に於てもキ音たりし事を主張するの材料と成らず。(支をキと讀ませたるは語拾遺倭姫世記等あり)然れども既に百濟地名三支は新羅の三

岐、同く結己は結城、又於支吞は翼谷(吞を譯して谷とせらるは例多し)と改り、又伐首己ボルスキ、夫首己等ブスキは各傍訓以外に唱呼の途なく、且チキ二音は鮮語に在ても共通する者なるが故に、支字の古鮮音をキと爲すは強ち無理と謂ふ可からず。

次に只字を検するに、是亦三國を通じてキ音なし。(但根は本音 諸氏切音紙)吾人は奇妙にも此字が多數の地名以外の場合に於ても、漢字を假借し、純粹の鮮語を記載するに際し、キ音を表示する例多きを發見せり。今左に其若干數を掲げん。

- (一) 阿只 Aki發音Asi. 現用語。童兒の義(德神紀、伊非阿藝 同記、佐 邪岐阿藝)
- (二) 阿只氏 Aki s. si. 現用語。嬢の義
- (三) 雪只 Syolki. 現用語。米粉團子の義
- (四) 擬只 Siki. 現用語。使喚、令ムの義セム
- (五) 役只 Kyōkiki. 現用語。Kyōk 朝鮮官民が支

那使節を接伴馳走するの義、ゲール字典に to entertain; to suffer.

(六) 的只 naki, 現代語mak or machi. 恰かも (副詞) 的の中する(動詞)の義

(七) 惟只 Aki or achenk. 現代語 ochik. 唯だの義

(八) 最只 anchiki. 現代語 echo. 全然凡べての義

(九) 爲白只 hasarpi. 現代語同。爲し賜はむこと

の義、敬他詞なり(キは事の義なるが故に此類の助辭は幾多無限なり)

(一〇) 惡只 ぎん. 現代語同。ギンは自卑態助辭なるべし(以上一―三はゲール字典、四―八は舊版 備存必知。一〇は三國遺事五卷所見)

此くの如く落只の語及び前表中最初の三語は現代普通に使用せらるゝも、其他は悉く夫の新羅時代に創製せられたりと云へる吏讀にのみ發見せらるゝより推考するに、落只の文字の由來も亦想像に難からず、落只の文字が何の時代迄遡尋し得べきやを知ると雖も、是れ亦一國文明の進化とは最

も交渉少なき農業の用語として、世運の變遷に後れて、依然今日迄遺存せしものと認むるを得べく尙ほ「キ」又は「シキ」即ち一定の境域或は境界が只字を以て表示せられたる幾多の古鮮地名あるより想ふに、同義の只字を含める落只の文字は同じく其當時より並存使用せられたりと認む可し。

古代朝鮮に於て只字がキ音を表するに至りし因由は、これを詳らかにし難しと雖も、日本古代の文献に存在する漢字の偏旁省略は本來古鮮文化の移入模倣と解すべく、是等の省略体は古代日本に其起源を索むべきに非ず、(和訓栞初卷 亦之を云ふ) 況や一般公廨の文簿書史は歸化人乃至其子孫の掌裡に在りたる本邦古代文明の状態なりしに於てをや、又況や薄弱ながら繼體紀廿四にも伊斯枳牟羅城、騰利枳牟羅、牟斯枳、久知渡多枳等の用例あるに於てをや。(字譜の偏旁のみならず其体語をも奇畧すること鮮人は日本人よりも多し)

現代鮮語動詞 *skai* (發音 *skai*) には遮ル、隔ツ、挿ム等の義ある事は既記せりと雖も、尙ほ詳述の要ありと認むるが故に左に二例を掲ぐ。

(一) 霞 が かつた *Angai nga ski yosso.* (談者と山との間を遮り隔てり)

(二) 學生 が 書籍 を 挿む (腋下に) *Hakwang i chuk cur skinda.*

之れを以て前記々傳六卷の塞、遮、佐閉伎流の語義解釋に擧げたる者とを比較せば、彼我用例の適切に酷似するに驚かざるを得ず。ゲール字典にも *Skia; To rise-as mists, clouds etc. skai* へり。偕て既記の如く金澤博士は *skai* の鮮語を採り直ちに *skai* と發音したる者を以て本邦のシキ琉球のグ(御)・スク(城)に比較せられ、其S音には住巢の意鮮語の住、生 *sai, sa* に同じと説かれたるも、卑見にては *ski* || 叶鮮語 *skiki* 或 *suki* || 葉葉語 *suku* || 叶代口本語 *siki* 等にして、現代鮮語 *skai* 發音

三||sik と皆同系に屬し、母音の脱落せる語頭子シノキツ音重復態の好例を示すもたと認むるなり(藝文第七年第八號專稿)

もとより古辭語に城塞が單に シ と呼ばれたる事實も亦否定すべからざれば、キとシキとの間に言語の組成上何等説明の餘地なきやと云ふに、シを採源すること一層深からざるべからず。左は之れに對する設想の結果なり。

Sai; 間An interval; a space.

Khar; 刀劍 A sword; a knife. (邦語動詞切ルと比戦すべき語なること一般の京説也既記セリ)

salve kir; 邦語 sai kir(間ヲ斷ツ) sikir

シキ即城の説茲に盡く。依つて更にこれと親縁ある他の數語を考査せむ。

既掲和訓栞にもサク(裂開)は避^レ也離^レ也と云へるに據れば、放也退也、而して更に底は即ち限界

也と云ふを得べし(シガソと轉ずるは母韻轉換なり石^ノ上磯上、朝開朝且、現身虛憚空身の類)

底 ○冠辭考に神代紀に亞磨佐箇屢避奈都謎迺アマサカレヒナナガチユ萬葉一に天離夷者雖有卷三に天離夷之長道從云々此は都かたより鄙の國を臨めば天と共に遠放りて見ゆる由にて天放るとは冠らせたり、さかるとは此處より避り離れて遠きを云ふ。記に與疎神、萬葉十三卷夷離國治爾登云々なほ集中に里放、渙放振離、見放など有りさかるは同語なり云々と記せり(松屋の二櫛考未文註に此説を許して難受と云へれどサケサカルの語義には關する所なし)記傳三卷天之常立神名義の解に、天之常立神、姓氏錄に神底立尊とあり又國之常立神を紀一書に國底立神とありかゝれば登許は曾許に通ひて同じ、中略凡て底は上にまれ下にまれ、横にまれ、至り極まる處を何方にても云り、萬葉十安米都知乃曾許比能宇良爾(宇良は内同)とあるを以て天にも云へきとを知るべし、紫

式部日記にそこひも知らず清らなると云へるも、
限も無くとも云に同じ、源氏物語等にも此詞あり、
又萬葉六に筑紫金山乃曾伎野之衣寸見世常云々
ある曾伎も極みを云て同じこと也。(細く云とき
は、曾伎は、曾久の体言にて、曾久とは離放る意
離居、遠ぞく退なごの曾久也、かくて曾伎(言)は
曾伎なる處(曾許の許は處にて、曾伎處の意、曾伎
曾許共に離放れたる處を云ひ、自ら其離放りたる
至極の處の稱に通ず)又四に天雲乃遠隔乃極又三
に天雲乃曾久徹能極ともあり、又塞を曾許と訓も
境域の極界の地なるを謂ふ(意)とあり。
和名抄を見るに塞、顧野王塞險惡之處所以隔
内外也(和名)曾古とあり、此解釋は即ち後出の卑見の塞、
境界、即ち天險要害の山坂てふ觀念を暗示す。掖
齋の義注は尙ほ此見解を確かならしむ。即ち仁德
紀の塞は欽明紀天智紀に、壘字は舒明紀天智紀に

壁字は欽明紀に皆同訓にて現るゝを云へり。

曾許比能字良の句は下記鮮語と其意義同じ。

Soku: 裏 The inside; the interior; the mind;
heart; disposition.

サク(避、離)は轉じて先、前、崎、汀、邊、限
界、境界、山阪等の義となること先人の研究殆ど
之を説きて餘蘊なし。和訓栞「さく」の項に云、先
前をよめり、神代紀に鋒をよむも意同じ、鋒端と
も見ゆ又末をよめり、○日本紀に崎字岬字を訓せ
り、先の義なり、今人崎の字を用るは非ず、伊藤
氏も崎只有崎嶇之義而不見洲背之義と云へり、字
鏡には崎を石の出たるさきとよめり云々と記す。
然るに記傳十二卷出雲美保岬の條に、御大之御前
(中)御前は凡て山にまれ、海邊にまれ、物の鋒の如
く突出たる處を云、崎、崎、崎、岬等の字を用た
り、紀七に島曲俗云美佐祁、和名抄には岬又汀美
佐木とあり云々と記載しあれども、岬字の解釋は

和訓栞の説従ふべし。既に神武紀に大和の波哆丘
岬あり、崇神及垂仁紀に大市長國岬あり、又允恭
紀に味檀丘之辭禍戸岬あり、而して此等悉く水邊
に非ず。

字鏡卷十二連字部には領前を美佐支爾と訓じ、又

韓犁の佐支は和名抄(農耕具來儀)字鏡共に出現す。

吾人は進みてサカの語に移る可し。和訓栞に云

ふ、坂は逆ふ也、登降順路ならざる意也、新撰字
鏡に坻もよめり云々と、此説服し難し、字鏡卷五に

坡以上壅水也道緩也佐加又興久とあり、茲に佐加と

あるは坂なり、又堰セキなり、揭水をツ、ム堤堰ツミな

り、而して之れに依りて坂がセキ、シキ等と類縁

の語なる事を知るを得べし。尙ほ嶮岨をサガシと

云ふは此より出づ。和訓栞には字鏡に岬嵯ともあ

れば、此字音を訓せしにやと疑ひたれども、其全

然誤謬なるは記傳卅七卷速總別王の歌に、「梯立

の倉梯山を佐賀志美登」の句を解きて、萬葉三、
アラレフルキシミカダケテサカシト
霰零吉志美我高嶺乎險跡とあり、サガシミトは險
みと也と云ひ、且つ此言を嵯岬の字音と思ふは僻
言なりと云へるに徴して之れを知るべし。(山谷阻

險、孝
德紀に見ゆ。守部鐘の響三卷に天逆手の次に
云ふ所卑見を措かすに至らず故に引用せず)

記傳の著者は其第五卷に貳個處に境は坂合の義

なることを説けり。其大意に曰く、境は坂合なり

此方と彼方とより登るの坂の合ふ處なれば即ち坂

の限りなりと、然れども坂合は必らずしも山頂に

限らじ、谷の隈も亦坂合なり、卑見に據れば、境

の名義を坂に求むるは尙ほ可なるも、坂合に求む

るは不可なり。

黒川春村氏碩鼠漫筆十二卷初頭、方カマをかといへ

る例の條に、此坂合説を駁して、下の如く記せり。

玉勝間七にかくれが、すみかなどのかに家字をか

くは僻事なり、此等のかは處の意にて、家と云事

には非ず^上と見わたるは實に然る事なり。(記傳卷廿九にも此説見て陸海坂岡なども然)中 按ふに、かは方の省語なりと殊に委く註されたり。畧 按ふに、かは方の省語なるべし、中(記傳に坂をも此列に加へたる)云々と(宣長翁の同じ考は黒川氏の云はれたる外、記傳第十二卷にも見わたる)

偕て、キは城なりや山上なりやの点につきて、宣長翁は曖昧の説を述べ居れる事前既に指摘せし處、更に茲に堺の名義に就ても翁の考は亦同様明晰を缺くに似たり。春村氏の割註に、坂は界の義なるをやと云はれしは春村氏が實に最初の主唱者に非ず、宣長翁も亦既に記傳第十七卷に於て先に第五卷に於て述べたる境即坂合説を抹消せるが如き説を爲せり曰く、海坂は師の宇那佐加と訓れたるに従ふべし、坂は堺の義にて、(佐加比とは此方より上^上坂と彼方より上^上坂との合處を云て坂合の義なること上に既に云る如し、偕坂とのみ云ても

即ち堺のことになることもあるなり)海神國此上國との間に隔ある處を云なり。(そこに山坂のあるに非れども陸地坂路に准へて坂とは云なり)萬葉九浦島子を賦る歌に海界乎過而云々とある海界も此と全同じければ相證して彼をもウナサカと訓べく此坂も堺の意なること明らけし云々と、和訓栞の見解も亦境堺即ち坂合説にして天智紀に坂合部姓あるを引用すれども、姓氏錄の坂合部、大産命之後也、允恭天皇御世造立國境之標因賜姓坂合部連とある記事は境の名義が坂合なりてふ説に何等の援助を與ふる者に非ずと認む。

坂合説の要領は蓋し下の如し、曰く二の坂^{サカ}が合する山頂を坂合、即境^{サカヒ}と云ふ、唯これのみ、而して坂を堺の意に用ふことあるを云ふも未だ坂の名義に及ばず。

此に對する卑説は左の如し、坂は割^{サカ}なり、此平地

より彼平地を分割する也。塞く(七七八)也、坂其自体に境たるなり(サカ)、(他の坂と出合ふこと無くして一の坂は既に境なり)、而して境界は必竟坂の延言(サカ)(底、ソコヒ、)なるか又は増域(サカ)てふ普通名詞より抽象せられたる無形名詞なり。

萬葉十二知波夜布留賀美乃美佐賀爾の如きも、普通には信濃の三坂(大坂)を指すと云へど、之れを神聖なる神の御境の意を含めりと解するは、一層趣味多しと思ふ。

守部の鐘の響初卷に磐境(イハサカ)の名義に就きて説けるあり、其の大意に云ふ、記傳卷十五の説(水陸)は誤れり、神代紀に起樹天津磐境とあり、石もて築き周らすを起樹とは云はじ磐境の文字は假借なり、正しくは神を齋祭る時に鏡を懸け齋く樹の名にて齋(イハヒ)榮樹(サカキ)のヒ、キニ音を脱落せるものなりとて、一神道書を引用して、鏡を懸けたる根許志の榊様の樹を

畫きたるものを記せり。然れども必竟附會の僻説たるべし。

追記、本編脱稿の後、吾人は史學雜誌を見しに、第七編第八號に故那珂博士は朝鮮古史中に、支字をキと云ふ事に就て記述せられ、又同第十八編第八號に、宮崎博士は「日韓兩國語の比較研究」中に城を本邦古代にサキ、シキ等と云ひしこと、及び其語原は漢字城の鮮音 *Syōrō* の訛なるべきことを記載せられたり。然るに博士の此説は千慮の一失なるべし。漢字の終尾音は本邦にてウ、或は古代地名にガ行音と成ることは本居氏地名字音轉用例にウの韻をカの行の音に轉じ用ひたる例四條を擧げたる末、上件ウの韻を轉じてカ、キ、ク、コに用ひたる地名其轉じたる音皆濁音なり、其中に久良(クラキ)のキと勇禮(ユウ)のクとは清濁いかならむ知らねども餘の例を

以て見れば此等も濁るなるべしとあり、然れば本編と論決は同一なるも理論の徑路は自から異り、故に茲に附記す。

此問題は第一名義第二樹種に就て自ら區分せらるべきものなりと信ず。然れども、名義によりて樹種が決定せらるべきが如く、樹種の決定によりて名義解釋の當否亦隨て分別せらるべければ、此点より云へば研究は兩々並進するを要す。

サカキは、少なくとも祭祀用の目的もて使用せられし樹種は(第一)地方により時代に於ても異り。冠辭考「よるちかづら」の條に、且つ神社により松杉榎などをさか木といひて一種ならぬを思ふに云々と記し、萬葉槲の落葉に、越後高田地方には榊の樹を生せず、該地方にてサカキと稱し、神社に用ふるはヒサカキ榊なること、伊勢外宮神宮にては除夜に花賢木と稱し、榊を玉串御門に奉ずること、丹後國にて榊をサカシバと稱し、同く神事に用

ること、箱根地方にても榊を神事に使用する由を記し、神樂歌評釋には伊勢松阪にて正月門飾に榊ヒサカキ榊等を取交へ結添ふる事を記せり。(榊をサカキと唱ふるは聖傳十九卷神武御歌の條にも見ゆ。) (北國地方にて

(第二)地方の異同は姑く云はず、時代を異にするよりも不同なるが如し。但此事先人之れを説ける者有るを識らざれば吾人の推想に過ぎず。而かも從來學者間に異見紛々聚訟殆ど歸決する所なきが如きは豈に此二点に着眼するに想到せざりしに由らざらむや。

今サカキの名義に關する從來學者のを所説を列舉せんに、

- 第一、榮樹說 仙覺萬葉抄基本紀、靜山尾城人白龍
- 隨筆、眞淵、橘守部、谷川士清、鈴木重胤、飯田武郷、本居大平、伴信友等にして其他は僅に左の二説あるのみ。
- 第二、小香木說 高田與清

第三、佐清明木説 鹿持雅澄

此等名義説の當否を論ずるは必竟水掛論に終るべきが故に無益の贅言を費さず、唯樹種論に立脚せる卑見を掲げて公平なる判断を仰がむとす。

サカキの樹種に對する説左の如し、

(一)竜眼樹 (二)楊桐(榭) (三)一般常綠樹 (四)同上特

に榭 (五)枹 (六)一般綠樹 (七)檜 (八)常葉香木

サカキを以て龍眼樹と爲すの説は古く和名抄及新撰字鏡に見ゆ。龍眼樹と何等の關係ありて此説の出でたりしや今に至て解し難しと雖も、龍眼樹は世人も知れる如く、臺灣其他熱帶地方の所産植物なれば此を以て楊桐に比擬すべからざるは明白なり。然るに怪むべきは益軒大和本草^{十二}に下の如き記事ある事なり。今案ずるに龍眼木ともかけり……龍眼肉の葉に似たる故にや昔年龍眼木異邦より來たるを見たりしに其葉よく榭に似たり云々と

然れども龍眼の葉は羽狀複葉にして楊桐^{サカキ}の單葉なるとは全然不同なるが故に、本草學者ならずとも一見異同を分別すべかりしに、益軒にして此言ありしは何等歟の過誤に出でしなり。

楊桐説は宗基本紀を初とし、仙覺萬葉抄及び日本書紀の注釋者谷川鈴木飯田の三氏に依りて支持せらる。本居大平、鹿持雅澄亦之れに屬す。

谷川氏は此樹信祭神之靈木未聞西土有此種云々と云ひ、鈴木氏は神樂歌及び源氏榭卷を引用して何れの木にも各其香あるを殊に新芽の程などは況て其香の灼き者なりなど説けり。然れども楊桐(通雅)は青精、山米(中山傳信錄)とも稱せられ琉球臺灣等に分布せる樹種なり。又三才圖會^{四十}に前畧、按、榭、本朝神社必用之木、猶浮屠用木密、其木葉似木蜜而葉小色深青無香^{四時不凋}云々とあり、楊桐を以て本邦固有となし、又は佳香ありと

云ふが如き妄説は共に吾人の首肯し難き所宗基本紀、仙覺抄の説の如きは取り上げて論ふ迄もなく無價値なりとす。

鹿持氏の説に云ふ(萬葉物 品解)冠辭考の説非なり、若し松杉榿等を汎く云りしならむには、和名本草和名抄等に龍眼木等の字を用ふべき謂なし、これ今のサカキなる確據なり(大意 摘録)と、然れども和訓栞さかきの條に倭名抄に竜眼木を訓す又杜をも訓せるは心得がたし、日本紀に外の木は皆漢字を填られたれど、此木は然らず、以あるべきにこそ云々と記したるは通證に於て彙にサカキを以て楊桐と爲せる同一著者の説を首肯すること能はざらしむるに足る。鹿持説の如きは批評の限に非ず。一般常緑樹と爲すの説は冠辭考に云へる者蓋し其首唱ならむ歟。同書眞さき葛の條に、眞榮樹の義四時常葉の意なることを力説せり。記傳八卷には此説を賛せる如く、其他の學者の書中にも此説を否定せ

る確たる意見なくして却て之れによみする者多きが如きも樹種を説くに當りて始めて異見ある者鮮からざるに似たり。榿説は又同書に見ゆ。曰く、常盤木の中にも鏡幣をかけ、或は髻華に挿しなどせしは榿なり云々と。然れども此説は一の替同者を得ざりしが如し。加之、松屋三樹考には此説を否定して、榿をサカキと呼べりし例は絶無にして、景行紀、志邇迦之餓延、雄峯紀伊都加斯賀母登などは證と爲すに足らずと云へり。(紀、記に白檜、熊、中には決めて榿料に屬する常緑香木のイヌガシ、アオガシ等をも抱含し居らずと云ひ難し、冠辭考三樹考共に失念せるが如し)

ヒサカキ 榿は記傳十九卷神武御歌「伊知佐加紀微能」の榿下に擧げられたり。本居翁は少なくとも此處にては榿説に對し同じく怪疑を挿めり。而して其の榿説は該條下の解説としては、荒木田久老の云へるが如く、或は當らむ。而かも尙ほ一般榿木の樹種を決定するに足らず。三樹考亦榿を説き、更に

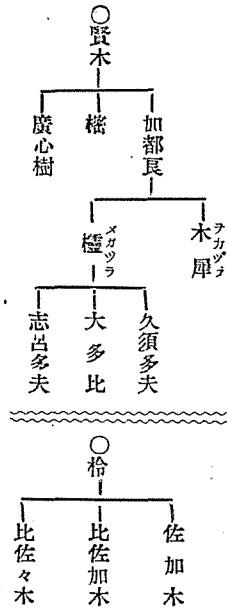
此記傳説を駁して、伊知は嚴ツにして嚴樞ツなど云ふに同じと云ひ宣長翁が嚴樞とは云へど嚴佐加木と云ひたる例なしと云へるに對へて、記紀古語拾遺にイホツマサカキの記載あるを以てせり。

一般綠樹と爲すの説は瀬見の小河二の卷に見ゆ其説最も穩健にして喜ぶ可し。依て今其註文の全部を引用す。曰く、賢木は常葉なる樹をいふ稱なりと云へる説あれど、一偏なるべし、必常葉なる樹を用ふるは葉の枯れ落る秋冬、いまだ榮ぬ春の始の頃などこそはあらめ、春の末より夏かけてみづ／＼しく榮ゆる樹ならむには、處により、又樹のさまによりては、何にてもありなむ、此は秋ももみぢぬ常葉樹なりとて、夏のほどに選び採らむは古の風にはあらじ、今も邊鄙にてはさる意はななる處も聞ゆるぞ、後世には常葉樹の中にも櫛と名づけ定めたる樹さへに出來にたりと。吾人は翁の此説に與みする者なり。

櫛を以てサカキなりとする考は荒木田久老によりて唱へられたり。名義に就て異見なかりし彼は前既に掲げし如く本邦各處に於て櫛が神社の祭祀に捧げらるゝ事實により、一方、和名抄、神樂歌新古今集神祇部に見えたる貫之の歌並に源氏櫛卷等々引用してサカキは有香樹種ならざる可からずとす、且つ萬葉に奥山乃志伎美が花を詠みたるは奥山の賢木の枝など云へると相通する由を援引して、自説を確かめむとせり、サカキの性質にして若し本來香木なるべきこと前記文献所説の如くむば此説穩かなるべし。櫛は其果實猛毒を有するが故に、墓前に之れを樹つるは野獸來りて死体を發掘食害せむことを防がむ爲なりとてふ一説にして信ず可くむば、久老が説き、大平が認容せし如く祭神と埋葬とは拜禮の目的として相通の点あるにより櫛兩者の混淆も然る可き事なりと云ふを得べし然れども此論決を下す以前に、先づ神社の墳墓起源

を証明せざる可からず。而して其は尙ほ議論の餘地ある事なり。

高田與清は三樹考の一書を著はして常葉香木説を主張し、卷首に指掌圖を掲げて之れを説明せり其要下の如し。



賢木は常葉なり、源氏柳にかはらぬ色をしるべにてとあるにて知らる。之れに三種あり、一、桂は楓、櫻、香木、杜木等に作る。カは香、ツラは圓の畧、圓實結ぶ木の義なり、和名抄に引ける兼名苑に楓和名乎加豆良、同女加豆良といひ、下學集草木に木犀平加豆良女加と區別せり。木犀に實なく楳

には實あるを云へるなり。桂を祭祀に使用せし事其他の事實は記、神代紀、萬葉七、源氏（花散里少女、藤袴）枕草紙春曙抄三、舊本今昔物語廿四卷震丹僧長秀の條に見ゆ。（卑見によれば肥紀萬葉は樹種不明、源氏枕草紙は木犀、今昔物語は天竺桂なるべし）

女加豆良は古今榮雅抄に楳字を書せり。小香あり。且つ圓實を結ぶ。依て又乎加多萬と云ふ。日本紀竟宴歌に玉がしはをか玉の木のかみ葉に神のひもろき供へるかな、又古今の物名に、友則三吉野の瀧に浮び出るあれをか玉のきゆと見ゆらむ等あり。漢名丹陽木チカダマノキ西陽セウヤウ桂ケイ本草チカダマノキ山桂サンケイ月桂ゲツケイ（山桂は知らず月桂は天竺チン桂ケイ）など見ゆ。又大嘗會に柳を玉串と云も、常葉の香き木の中にも特に此丹陽木を用る故なり。俊賴朝臣の齋宮内侍に、相ぐして伊勢に侍りける時、六條修理大夫の許へ贈れる歌に、とへがしな玉串の葉に身隠れて鵲の葉莖めちな

らすとも(散木集四、續古今雜下等)と詠めるも、神宮にてもて

はやす玉くしの木にて櫛なるべし。(現今カツラと呼ぶ者は雲香科に

屬する落葉無香の喬木にして、建築又は器具材と成る。古代桂字を充用せるは常葉にして、木犀は花に香あり、月桂樹亦此科に入る。桂皮等を採取するに樟科植物にして、樹全体に佳香ある同じく肉桂(Cassia)なり。前赤壁賦に桂棹と云へるもの即ち是れなり)

櫛(芥草)の名義シは久志(久佐)の約なり。又日向薩摩伊勢丹波等にラガタマノキと云ふものあり

(漢名應心樹)木蘭の屬して、同く常葉香木なり。此等の植物悉く赤實房を成せば、小香玉の名を負

ふは宜べなれども、然る少なるもの(此意不明)を取り出でて、神事に用ふべくあらねば、桂櫛應心樹の中、主としてラカダマ(櫛)を使用せしなるべし。

(櫛、應心樹は共に雲葉科に入る常綠樹にして、ナガタマノキは木蘭、辛夷等に類す葉に香なし花は佳香を放つ觀賞植物なり)

此丹陽木に大凡三種あり、久須多夫、大多比、白多夫なり。(多夫多比はタマの轉音)而して久須多夫が和名抄

に所謂ゆる女加豆良に該當す。(久須多夫はイヌグス一は名タマノキを云へるなり)

とるべし

櫛の中サカキ、又山サカキは一般に神事に誤用せられ、ヒサカキはヒサ、キとも云ひ、西國にて小柴、武藏にて山サカキと呼ばる。ヒサ、キは叢生せる小樹にして、嫩葉鮮紅玩ぶ可きものなり云々。(三樹考所説茲に終る)

要するに香木説にして成立する者とせば三樹考

の所説亦有力なるべし。然りと雖ども、此には二の異説あり、一は本居大平の神樂歌新釋に見ゆ。

曰く神樂歌の榊葉の香をかぐはしみとあるは恐くは後人の誤寫にして、眞は榊葉の陰眞細(カゲマコト)しみなるべし其は後世に至りては上代の如く多く大なる影

さす如き榊を用ひざるより思ひ違て轉じたるものならむ、上代榊の大木を使用せしは記弊屋戸段

景行紀、古事記垂仁段、伊勢物語(安禰寺法會、儀捧物ノ木)、儀式帳職掌雜任條大中臣の太玉串の陰に隠れ侍りて

在る趣などにて知らる、又榊櫛の使用は各神佛によりて區別せられ居りて紛れ無かりしことは源氏にも見ゆ、又桂即榊樹との説あれども歌及び物語にも然る由を云へる者なく、うつぼ物語の神樂歌四首の中三首は榊一首は椎の木なる事も注意すべし云々。(意大) 二は鹿持雅澄の萬葉物品解に云へる説なり。曰く、神樂歌にさかき葉のかをかぐはしみ云々であるは(畧中) よそひ立たる數多の官人のさかりなるを美稱むとて飯に設けて香覆みと云へりと聞わたり、新古今貫之歌、藤原清正集源氏賢木卷(畧中) 皆右の神樂歌に因循てよめるなれば事々に辨ふる迄もなし云々と説けり、此雅澄説の如く香は必ずしも嗅覺に訴ふる物質たるを要せず(萬葉の用例にも多し)、三樹考の香木説必竟考へ過ぎられたるなり。香木を貴きものとして祭祀に奠る等の思想は眞に所謂る後世の漢心(カクゴ、コ)なるべく、上代

に在ては必ずや信友翁説の如くサカキは一定の樹には非ざりしなり。即ちサカキ葉に香有ることは記紀萬葉上古の文獻に之れを云はざるに非ずや。新撰字鏡七に杜畧中毛利又佐加木とあり、杜をモリと訓ケるに就ては白石東雅二に杜をモリと訓ムは社字を後人が誤寫せしならむ。社、神社共に萬葉にモリと訓ムべき事を云ひ(續紀十七卷天平勝寶十七年十二月大神朝臣社女ありモリメと讀む) 又玉勝間二に史記周秦本紀を引き、各註に杜一作社或は社一作杜とあるを擧げたり。然れば前記字鏡は日本紀、史記何れに據りしや不明なれども、兎に角杜(即社)モリの訓が佐加木とある一事はサカキの名義及び實物の解説に最も興味ある鍵鑰を與へたる者にして、神社の神樹(四)は又神樹(居本)にして即ち又境樹サカキなるべし。然れば右の如き鬱蒼たる樹生ならずとも、神社の四至四刺杖を立つと云ひ、標刺或は忌柱を刺す、等云へるも亦一

區域をシキテ境サカとなすもの、(神籬は即ち是なるべし。)神代紀の坂樹の文字を以て松屋は假借なりと爲せども、私記に坂樹刺立爲祭神之具と記せるより推して義あるを覺る可く、傳二卷境原宮の名義の注に其舊趾の處を今は榊原と云ふと記せり則ち是に依て境榊の二語間の關係を暗示する者あるが如きを想ふ可し。之れを約言せむに現代桐楊を以てサカキと爲すは正しく平安期以來にして、古代(萬葉時代に在ても亦然り)に於ては境木サカキ社木サカ神木カミ杜木モリキに香

平安朝文化と庶民階級 (上)

文學士 西田直二郎

平安朝の庶民の階級が如何なる點まで其時代の文化に接觸し、之れを享受したかと云ふことを聊か論じて、平安朝に於ては常に觀察の中心になる

の有無を問はざりしが故に、香木中にも普通に發見せらるゝ檜は焼香の風習ある佛教傳來と共に所謂漢心カウより有香なるが故に採用せらるゝに至り更に伊勢神宮其他祭神に之れを用るは後世神佛混淆に伴ひ起りたるものなりと推想せむとす。榊につき尙ほ説かんと欲する点ありしが、文冗長に流るゝを恐れて後日を期することゝせり。此編を終るに臨み守部の難語考(山彦冊子)に「賢木葉の香の一項あるを知れども見るに及ばりしを遺憾とす

貴族ではなく、餘りに注意に上らない庶民の方面から時代文化の性質と、社會生活の一部を窺ひたいと思つて此の試みをなしたものである。問題の順序として、平安朝の庶民階級とは何を